

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年12月23日作成)

法令名	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律																																						
根拠条項	第20条第1項																																						
許認可等の種類	環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定																																						
法令の定め	第20条第1項（別紙のとおり）																																						
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）</li> <li>○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和4年政令第229号）</li> <li>○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）</li> <li>○環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号）</li> <li>○環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドラインの制定について（令和4年9月15日付け4環バ第161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知）</li> <li>○農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画（令和4年12月23日北海道、全道179市町村）</li> <li>○農業における環境負荷低減事業活動の実施に関する計画等の認定要領（令和4年12月23日食政第1059号）</li> </ul>																																						
標準処理期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">提出先が農業協同組合の場合</th> <th colspan="2">提出先が市町村の場合</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>関係機関に協議する場合</th> <th>関係機関に協議しない場合</th> <th>関係機関に協議する場合</th> <th>関係機関に協議しない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総期間</td> <td>60日 【70日】</td> <td>40日 【50日】</td> <td>50日 【60日】</td> <td>30日 【40日】</td> <td>(注：休日は含まない)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>20日 【30日】</td> <td>20日 【30日】</td> <td>10日 【20日】</td> <td>10日 【20日】</td> <td>(農業協同組合及び市町村又は市町村【農業協同組合、市町村及び(総合)振興局又は市町村及び(総合)振興局])</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>20日 【20日】</td> <td>— 【—】</td> <td>20日 【20日】</td> <td>— 【—】</td> <td>(農林水産省【農林水産省】)</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>20日 【20日】</td> <td>20日 【20日】</td> <td>20日 【20日】</td> <td>20日 【20日】</td> <td>((総合)振興局【本庁】)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2以上の総合振興局及び振興局所管区域にわたるものは【 】を適用</p>						提出先が農業協同組合の場合		提出先が市町村の場合			関係機関に協議する場合	関係機関に協議しない場合	関係機関に協議する場合	関係機関に協議しない場合	総期間	60日 【70日】	40日 【50日】	50日 【60日】	30日 【40日】	(注：休日は含まない)	経由機関	20日 【30日】	20日 【30日】	10日 【20日】	10日 【20日】	(農業協同組合及び市町村又は市町村【農業協同組合、市町村及び(総合)振興局又は市町村及び(総合)振興局])	協議機関	20日 【20日】	— 【—】	20日 【20日】	— 【—】	(農林水産省【農林水産省】)	処分機関	20日 【20日】	20日 【20日】	20日 【20日】	20日 【20日】	((総合)振興局【本庁】)
	提出先が農業協同組合の場合		提出先が市町村の場合																																				
	関係機関に協議する場合	関係機関に協議しない場合	関係機関に協議する場合	関係機関に協議しない場合																																			
総期間	60日 【70日】	40日 【50日】	50日 【60日】	30日 【40日】	(注：休日は含まない)																																		
経由機関	20日 【30日】	20日 【30日】	10日 【20日】	10日 【20日】	(農業協同組合及び市町村又は市町村【農業協同組合、市町村及び(総合)振興局又は市町村及び(総合)振興局])																																		
協議機関	20日 【20日】	— 【—】	20日 【20日】	— 【—】	(農林水産省【農林水産省】)																																		
処分機関	20日 【20日】	20日 【20日】	20日 【20日】	20日 【20日】	((総合)振興局【本庁】)																																		
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課																																						
申請先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課																																						
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課																																						
備考	(公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/02/118166.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/02/118166.html</a> ) ・2以上の総合振興局及び振興局所管区域にわたるものの処分の担当は、農政部農政課 (電話番号：011-204-4111 (内線：27-114))																																						

[法令の定め]

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

第20条第1項 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、当該認定に係る環境負荷低減を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。